

# I 神奈川県における男女共同参画の状況

## 1 あらゆる分野における男女共同参画

審議会等は、国や地方公共団体が重要な施策を進めるにあたって有識者等から意見を求めるため、法令や条例などにに基づき設置された機関です。

神奈川県では、審議会等における女性委員の登用率について具体的な目標を設定して取り組んでいます。

神奈川県の2022年度の女性委員登用率は40.8%と、前年度より2.0ポイント増加しました。

なお、県では、第10次登用計画に基づき、2022年度に40%を超えることを目標として取り組んでいます。(グラフ1)

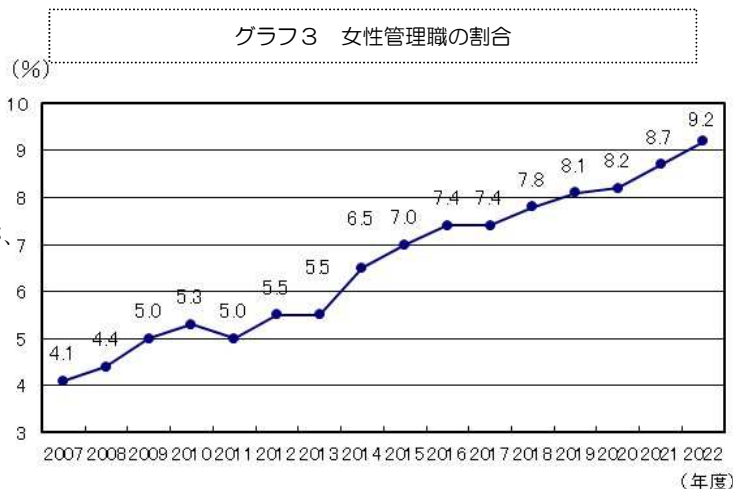
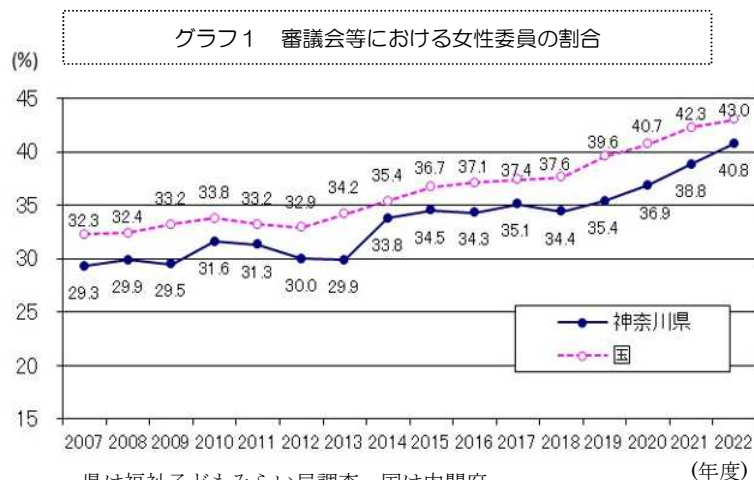
※2014年4月1日付で「審議会等の委員への男女共同参画推進要綱の運用について」を一部改正し、「法令等の規定に基づき職を指定して選出する委員」、「県議会に対して県議会議員から推薦を依頼する委員」については登用計画の対象外としたため、グラフ中、2014年以降の登用率については、この運用に基づき算出した登用率を掲載しています。(旧基準に基づく登用率:32.2%(2014)、33.2%(2015)、33.0%(2016)、33.8%(2017)、33.2%(2018)、31.8%(2019)、31.9%(2020)、31.8%(2021)、32.8%(2022))

2022年度の管理職に占める女性の割合(知事部局等)は、18.6%で未だに女性が少なく、政策方針決定過程での男女共同参画が不十分な状況が続いています。(グラフ2)

※2021年度までは「県職員(教員・警察官を除く)における幹部職員(課長級以上)に占める女性の割合」として実績を報告。2022年度からは報告の名称と併せ一部幹部職員の定義の変更もありましたが、引き続き、同グラフで推移を把握します。

県内の事業所において女性管理職の割合は、2022年度は9.2%と0.5ポイント増加していますが、依然として低い水準となっています。(グラフ3)

\*「管理職」とは、部長相当職及び課長相当職をいいます(以下同じ)。



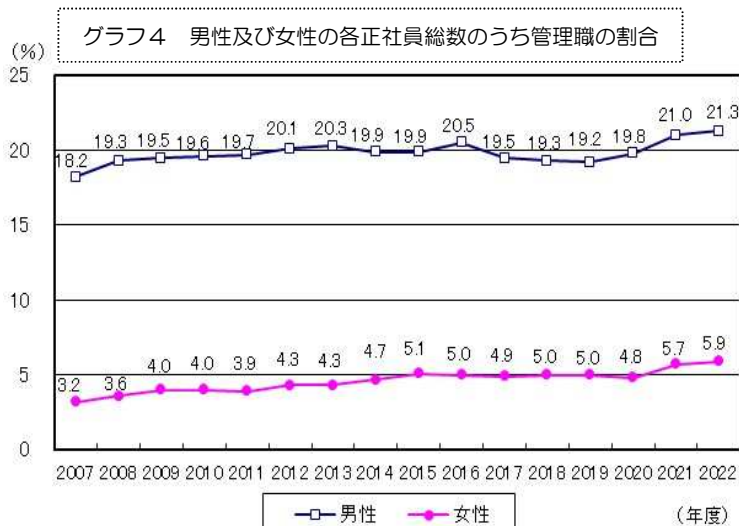
県内の事業所において、男女別の正社員総数のうち女性の管理職の割合は、2022年度は5.9%でした。

女性の管理職の割合は、近年5%前後で推移しており、男性の割合と比べて約4分の1と依然として低い状況が続いています。(グラフ4)

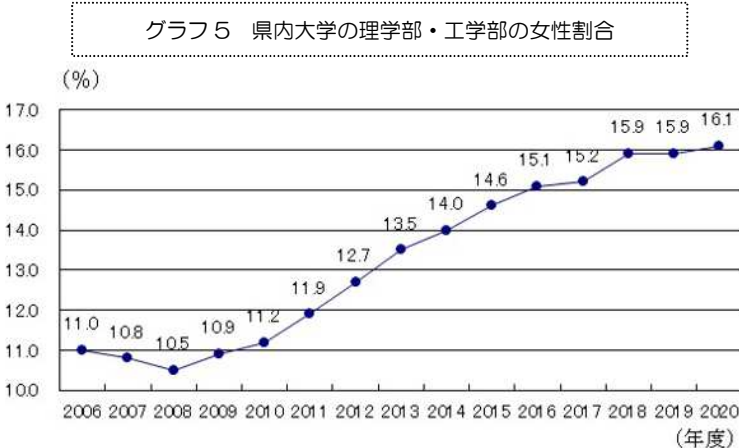
県内大学の理学部・工学部の女性割合は、2008年度以降増加の傾向にあり、2020年度は16.1%となっており、前年度より0.2ポイント増加しました。(グラフ5)

県内公立高等学校等卒業者の進学状況は、学部別に見ると、女性は男性と比べて理・工学部への進路選択が少ない状況です。

2021年度は13年前と比べると、女性は、理学部が3.6%で1.3ポイント、工学部が5.2%と1.3ポイント増加しました。(グラフ6)

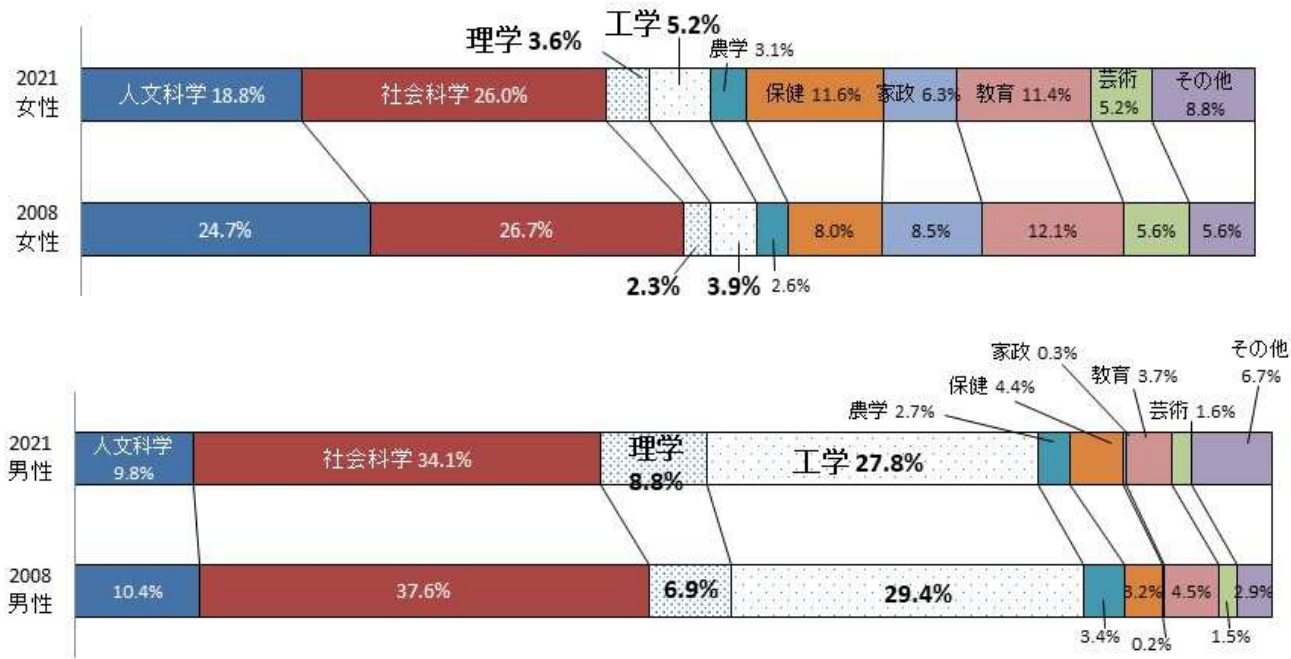


「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」より作成 (算式: 男女別各管理職人数 / 男女別各正社員総数)



2008までは、「神奈川の大学統計」より作成  
2009以降は「神奈川県学校基本調査結果報告」により作成

グラフ6 県内公立高等学校等卒業者の大学・短期大学の進学状況



神奈川県「公立高等学校等卒業者の進路状況調査」より作成

## 2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

日本の女性の年齢階級別労働力率は、緩和されつつありますが「M字カーブ」を描いており、諸外国はM字の谷はほとんどありません。

また、M字の底は、35～39歳となっており、30歳代で労働力率が落ち込んでいます。

神奈川県は、約20年前（2000年）にはM字カーブの底が深くなっていましたが、近年その傾向は緩和されつつあります。しかしながら、M字カーブの底の値、深さも全国的にも低位となっています。出産子育て期にあたる女性にとって、就業の継続が難しい状況がうかがわれます。

その原因としては、長時間労働や長い通勤時間等、特に30歳代の仕事に対する負担が大きいことが挙げられます。（グラフ7）

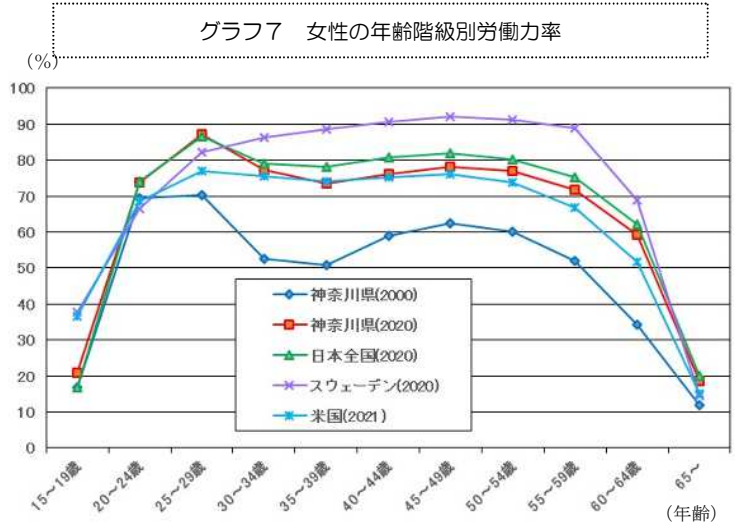
2022年の男女間の賃金格差は、男性を100とした場合、全国では、女性は75.7%と2021年を上回ったのに対し、神奈川県では、2022年は75.4%と2021年の75.6%から減少し、男女間の格差が広がりました。（グラフ8）

2022年度の県条例に基づく事業所からの届出結果では、平均勤続年数が男性は16.7年、女性は11.1年で、格差は5.6年でした。

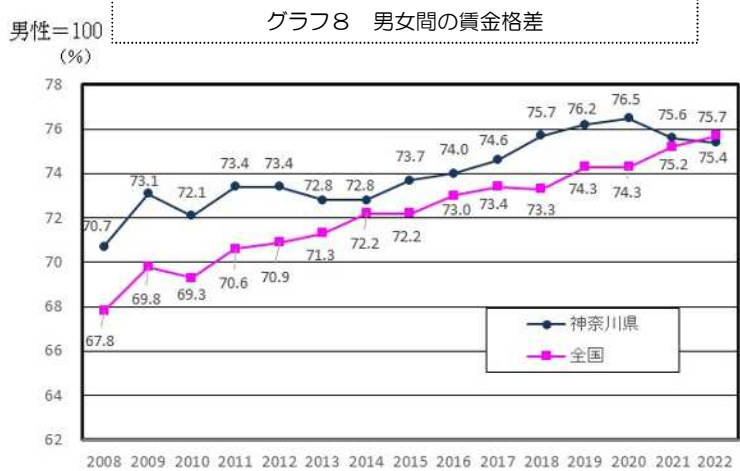
なお、2022年の賃金構造基本統計調査での神奈川県の男女別平均勤続年数の差は4.7年と、前年の4.6年から格差は0.1年拡大しています。（グラフ9）

\*『条例に基づく届出』の対象：県内の従業員数300人以上の事業所（年度ごと）

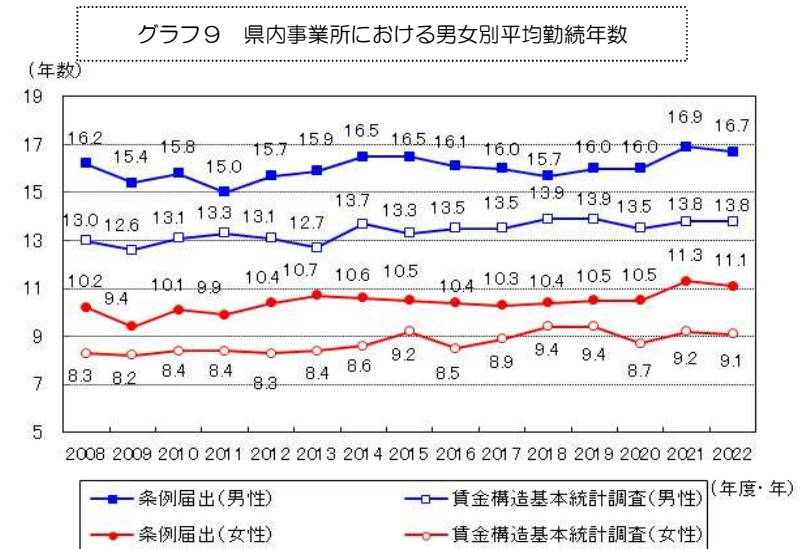
\*『賃金構造基本統計調査』の対象：5人以上の常用労働者を雇用する民営企業及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業者から抽出（年ごと）



神奈川県、日本全国は「国勢調査」、米国及びスウェーデンはILO「LABORSTA」より作成。「労働力率」…15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合



厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成（年）



「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」及び厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

県内の事業所において、2022年度  
の女性正社員の割合は61.8%、男性  
正社員の割合は82.8%となっていま  
す。

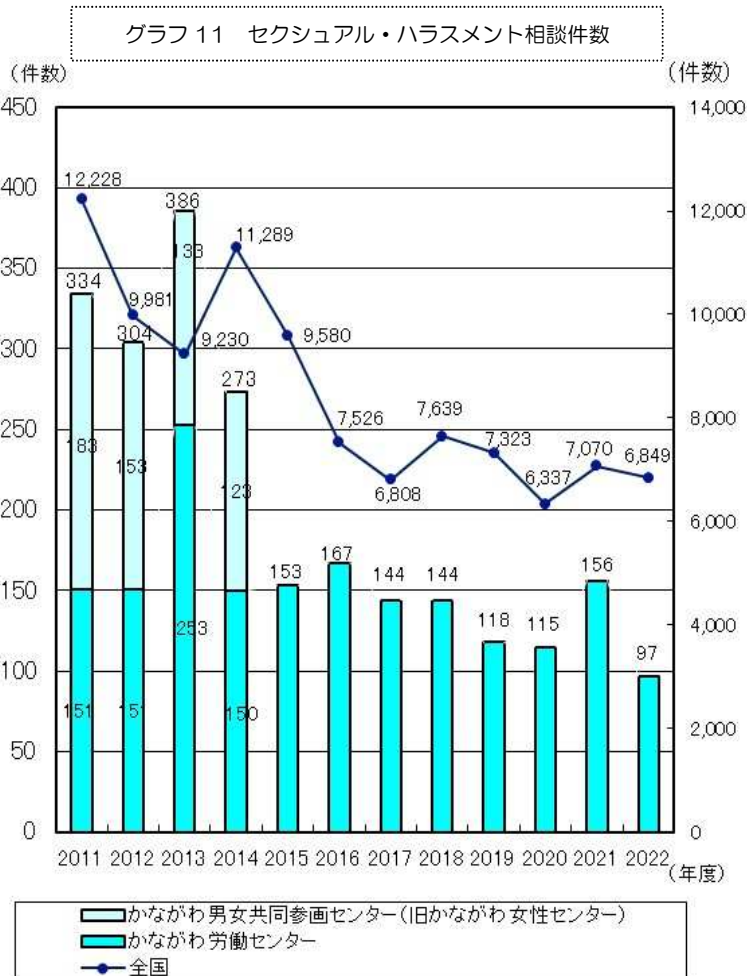
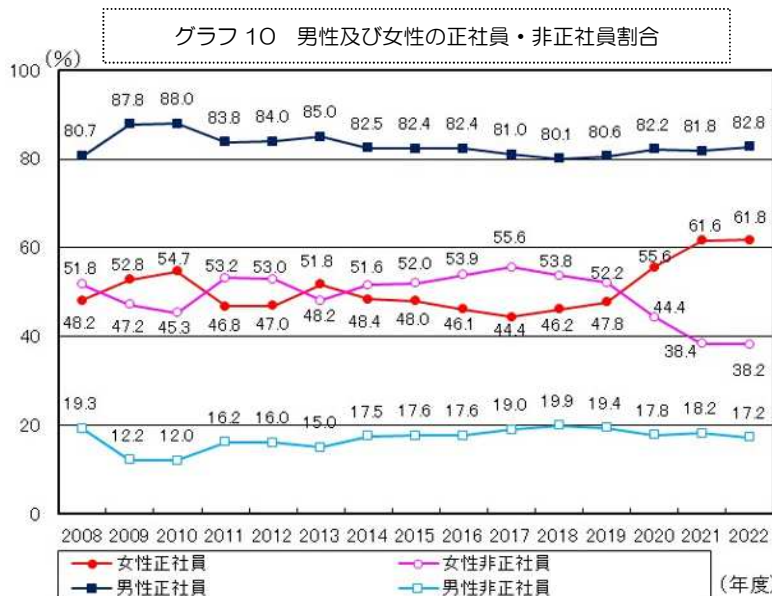
女性の正社員の割合は前年度より  
0.2ポイント増加し、3年連続で正社  
員が非正社員を上回りました。(グラ  
フ10)

2022年度に、都道府県労働局雇用  
均等室(全国)によせられたセクシ  
ュアル・ハラスメントの相談件数は、  
前年度より221件減少して6,849件  
でした。

また、かながわ労働センターで受  
けた相談件数は97件と、前年より  
59件減少しました。(グラフ11)

\*かながわ女性センターのセクシュアル・ハ  
ラスメントの相談は、2014年度で終了しま  
した。

\*かながわ女性センターは2015年4月より相  
談窓口を再編し、「かながわ男女共同参画セ  
ンター」に名称変更しました。

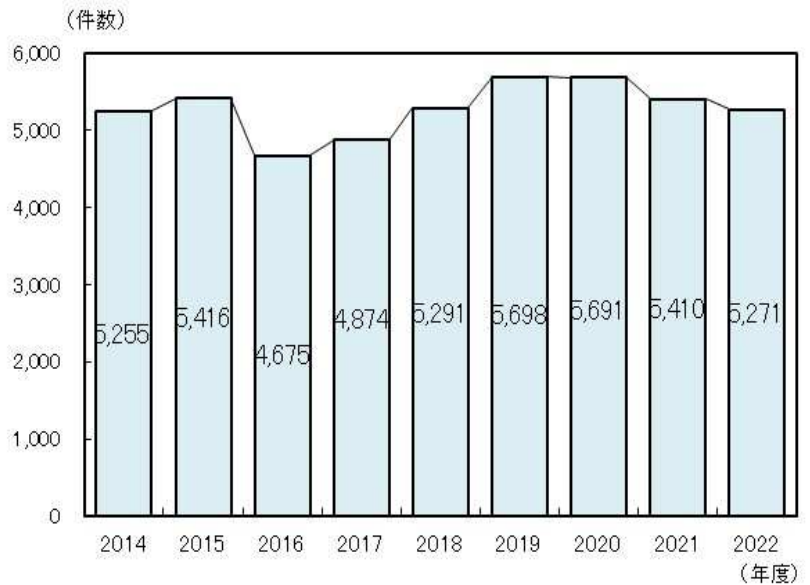


### 3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

県配偶者暴力相談支援センターによせられた、配偶者等からの暴力（DV）相談件数は、近年は5千件前後で推移しています。（グラフ12）

\* 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の全面施行（2002年4月）に伴い、県は2002年度から配偶者暴力相談支援センターを設置しています。その後、2011年9月に横浜市が、2012年10月に相模原市が、2016年5月に川崎市が配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

グラフ12 配偶者等からの暴力（DV）に関する相談件数



神奈川県福祉子どもみらい局調べより作成

神奈川県で2022年度にDV防止法に基づく一時保護を行った件数は、143件となっています。

また、一時保護件数のうち、母子での保護は77件で、単身での保護は66件でした。（グラフ13）

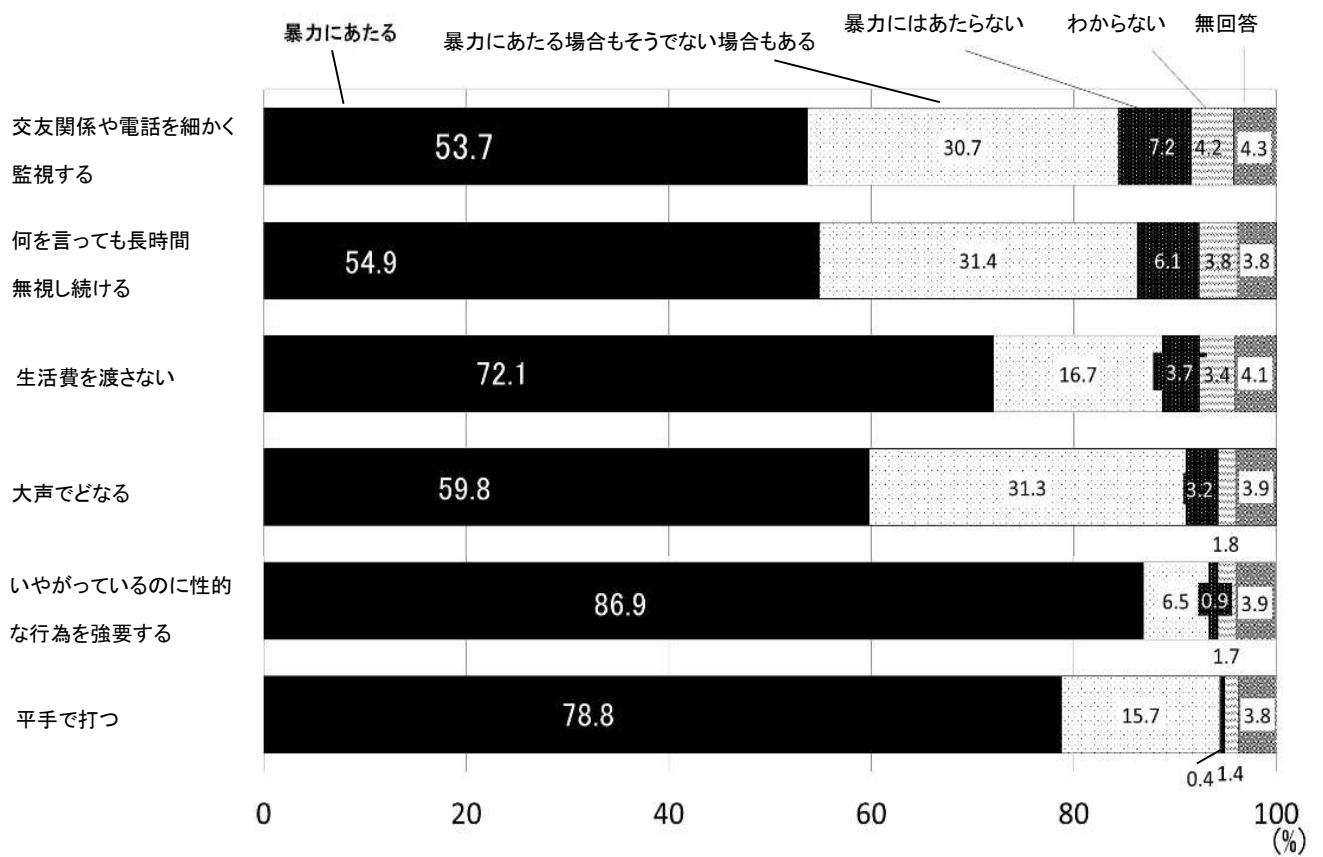
グラフ13 DV防止法に基づく一時保護件数



神奈川県福祉子どもみらい局調べより作成

2022年度神奈川県県民ニーズ調査によると、夫婦間（事実婚や別居中も含む）で次の行為が行われた場合、それを暴力(DV)だと思うか尋ねたところ、すべての項目で「暴力にあたる」が「暴力にあたらない」を上回っています。(グラフ14)

グラフ14 夫婦間での暴力(DV)についての認識



2022年度県民ニーズ調査（課題）より作成

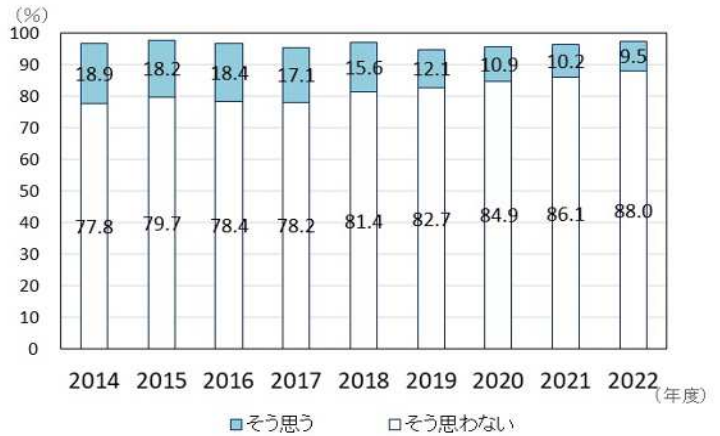
## 4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

県の調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という意識に対して、「そう思わない」は88.0%となり、前年度より1.9ポイント増加しています。(グラフ15)

「社会通念・慣習・しきたりなどで」や「社会全体で」では、「男性の方が優遇されている」が7割と、「女性の方が優遇されている」を大きく上回っています(グラフ16)

家庭における「家事」や「介護」については、家庭内における女性の負担が大きくなっています。(グラフ17)

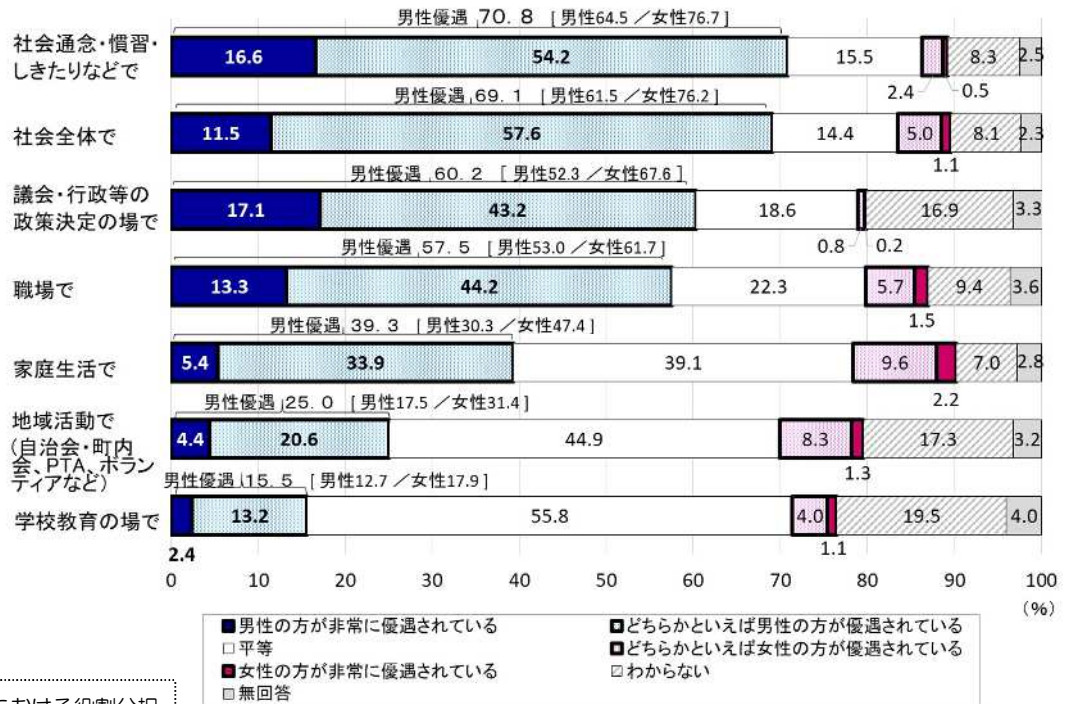
グラフ15 夫は外で働き、妻は家を守るべきとの意識



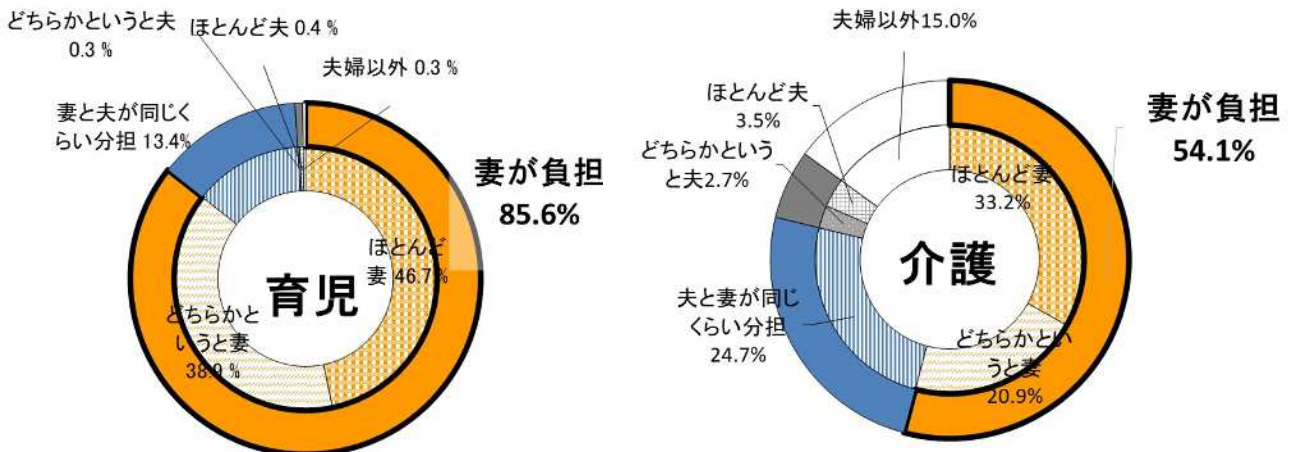
県民ニーズ調査(基本)より作成

2016年度県民ニーズ調査(課題)より作成

グラフ16 男女の地位の平等感



グラフ17 家庭における役割分担



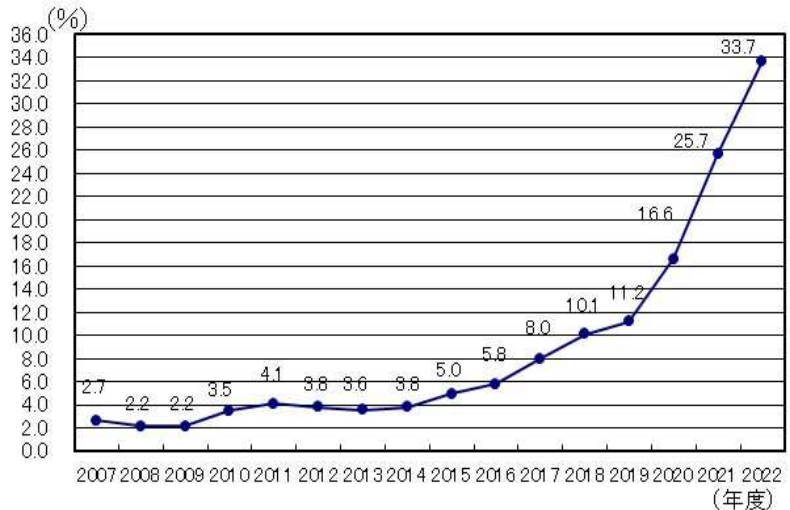
2021年度県民ニーズ調査(課題)より作成

グラフ 18 男性の育児休業利用率

事業所における男性の育児休業利用割合は、前年度に比べ 8.0 ポイントと大幅に増加して 33.7%となりました。(グラフ 18)

保育所等利用児童数は年々増加しており、2022 年度は県全体で 170,241 人と、前年より 2,651 人増加しています。

また、保育所等利用待機児童数は、2022 年度は 220 人と前年度より 86 人減少しています。(グラフ 19)

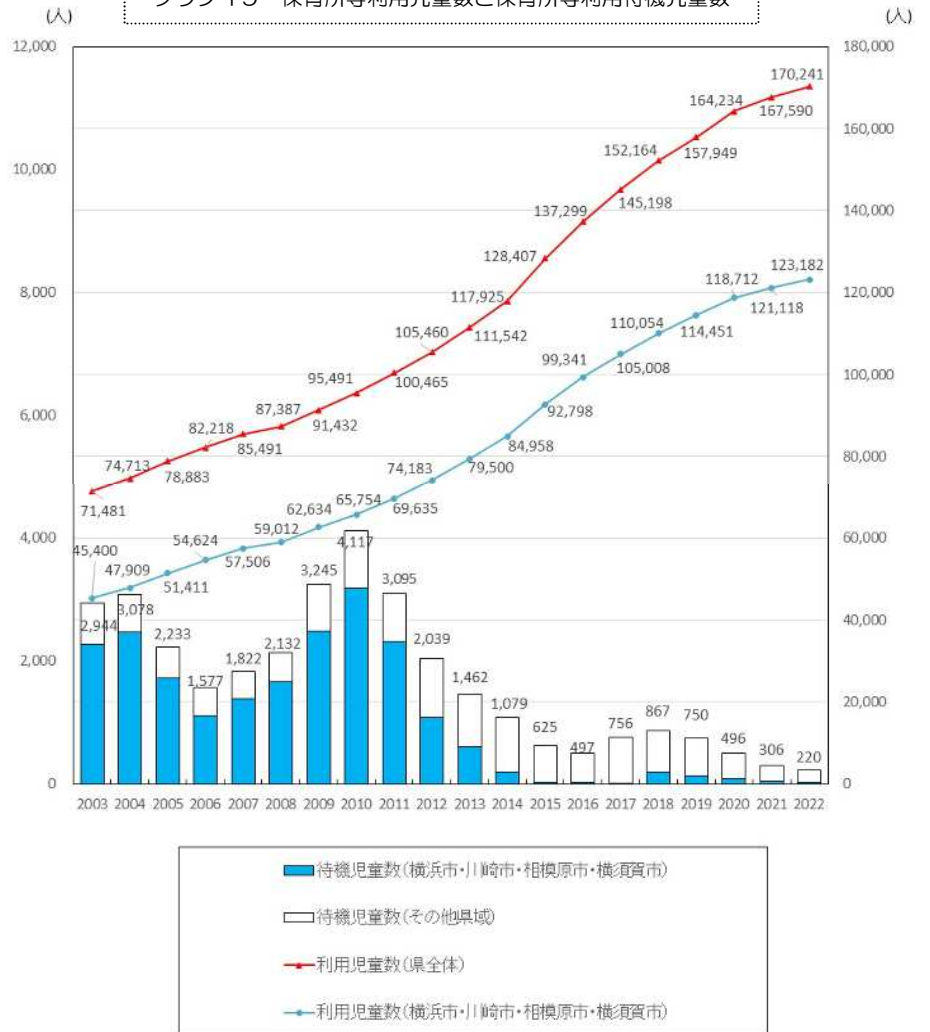


「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」より作成

グラフ 19 保育所等利用児童数と保育所等利用待機児童数

\* 保育所等：保育所、認定こども園（幼稚園機能部分を除く。）及び地域型保育事業

\* 地域型保育事業：小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育の各事業



神奈川県福祉子どもみらい局調べより作成